

要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震診断結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物[※]）の耐震診断結果について、別紙のとおり公表しましたのでお知らせします。
 なお、盛岡市の区域については、所管行政庁である盛岡市から公表されます。

※ 防災拠点建築物：大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物のうち、岩手県地域防災計画に定める防災拠点となっている建築物

1 耐震診断結果の概要

（令和6年3月31日現在）

要安全確認計画記載建築物の名称	耐震診断の結果、大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する危険性			備考
	I (高い)	II (ある)	III (低い)	
一関地区合同庁舎千厩分庁舎 旧館			○	耐震改修工事済み
遠野地区合同庁舎 旧館			○	耐震改修工事済み
遠野地区合同庁舎 新館			○	耐震改修工事済み
岩泉地区合同庁舎			○	耐震改修工事済み
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）事務棟			○	耐震改修工事済み
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）議会棟			○	耐震改修工事済み
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）階段棟			○	耐震改修の必要性なし
釜石市役所第1庁舎		○		
葛巻町役場庁舎			○	建替え済み
岩手町役場庁舎 庁舎棟			○	耐震改修工事済み
岩手町役場庁舎 議会棟			○	耐震改修工事済み
西和賀町役場 湯田庁舎			○	耐震改修済み
山田町役場庁舎（増築を除く）		○		
田野畑村役場庁舎 庁舎棟	○			
田野畑村役場庁舎 旧福祉センター棟		○		
一戸町役場庁舎			○	耐震改修工事済み
宮古地区広域行政組合消防本部庁舎			○	耐震改修工事済み

区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものではない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

2 未改修の建築物の今後の予定

名称	区分	耐震改修等の予定		備考
		内容	実施時期	
釜石市役所第1庁舎	Ⅱ	建替え	令和8年5月開庁予定	
山田町役場庁舎（増築を除く）	Ⅱ	未定	検討中	令和7年度内に方針を決定予定
田野畑村役場庁舎 庁舎棟	Ⅰ	建替え	検討中	令和5年10月 田野畑村新庁舎検討委員会設置
田野畑村役場庁舎 旧福祉センター棟	Ⅱ			

担当：建築住宅課建築指導担当 内線 5935